

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 2 号

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市保健所長委任規則（昭和29年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第10号（1）中「第14条第2項」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第2項の政令により、同条第1項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。）及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合（同条第2項の政令により、同条第1項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。）を含む。）」を加え、同号（2）中「第14条の2第2項」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（3）中「第15条第1項」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（4）中「第15条第3項」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（39）を同号（40）とし、同号（38）中「、第2項及び第4項」を「及び第2項並びに同条第4項（同項において準用する法第44条の3第7項の規定に係る部分に限る。）」に改め、「（法第50条の2第4項において準用する法第44条の3第5項の規定による実費の徴収に関するものを除く。）」を削り、同号中（38）を（39）とし、（33）から（37）までを（34）から（38）までとし、同号（32）中「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改め、同号（32）を同号（33）とし、同号（31）中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同号（31）を同号（32）とし、同号（30）中「第4項」を「第7項（これらの規定が法第4

4条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）」に改め、同号（30）を同号（31）とし、同号（29）中「第42条第1項」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号中（29）を（30）とし、（28）を（29）とし、同号（27）中「第37条第1項」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（27）を同号（28）とし、同号（26）中「第35条第1項」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（26）を同号（27）とし、同号（25）中「第31条第1項」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（25）を同号（26）とし、同号（24）中「第2項ただし書」の次に「（これらの規定が法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（24）を同号（25）とし、同号（23）中「第29条」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（23）を同号（24）とし、同号（22）中「第28条」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（22）を同号（23）とし、同号（21）中「第27条」の次に「（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第53条第1項の規定

に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（２１）を同号（２２）とし、同号（２０）中「第２６条の４第３項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（２０）を同号（２１）とし、同号（１９）中「第２６条の４第１項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（１９）を同号（２０）とし、同号（１８）中「第２６条の３第３項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（１８）を同号（１９）とし、同号（１７）中「第２６条の３第１項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（１７）を同号（１８）とし、同号（１６）中「場合」の次に「、法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合」を加え、同号（１６）を同号（１７）とし、同号（１５）中「場合」の次に「、法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合」を加え、同号（１５）を同号（１６）とし、同号（１４）中「第２１条」の次に「（法第２６条において準用する場合、法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（１４）を同号（１５）とし、同号（１３）中「場合」の次に「並びにこれらの規定が法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用され

る場合」を加え、同号（１３）を同号（１４）とし、同号（１２）中「場合」の次に「並びにこれらの規定が法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合」を加え、同号（１２）を同号（１３）とし、同号（１１）中「まで」の次に「（これらの規定が法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（１１）を同号（１２）とし、同号（１０）中「第１７条」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（１０）を同号（１１）とし、同号（９）中「第１６条の３第３項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（９）を同号（１０）とし、同号（８）中「第１６条の３第１項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（８）を同号（９）とし、同号（７）中「第１５条の３第２項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（７）を同号（８）とし、同号（６）中「第１５条の３第１項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（６）を同号（７）とし、同号（５）中「第１５条の２第１項」の次に「（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）」を加え、同号（５）を同号（６）とし、同

号（４）の次に次のように加える。

（５）法第１５条第８項（法第４４条の９第１項の規定に基づく政令によって準用される場合及び法第５３条第１項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による質問又は必要な調査に応ずべきことの命令に関すること。

第１条第２３号中（１０）を（１１）とし、（９）を（１０）とし、（８）を（９）とし、（７）の次に次のように加える。

（８）法第１７条の２第１項第１号の規定による女子及び乳児の短期間の入所に係る利用及び利用変更の承認並びに当該承認に係る通知並びに自己負担額の決定に関すること。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。